

(庶ろー15-B)

令和2年5月22日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石井芳明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態措置を実施すべき区域が、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県と変更されましたので、お知らせします。

京都府、大阪府及び兵庫県については、今般、緊急事態措置の対象とならないこととなりますので、これらの地域にある裁判所においては、5月15日付け当職事務連絡でお知らせしたとおり、「三つの密」を避けることを徹底するなどの感染防止策を講じながら実施する裁判手続の範囲等を段階的に拡大する等の点に留意して、事務処理態勢を検討するようにしてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。